

問

国の農業政策に対する町の対応と考えは

町長 次の段階で検討したい

農業の地域計画

策定の目的と状況は

問 訓子府町農業の地域計画策定の目的と進捗状況は。

町長 高齢化や農業者の減少による遊休農地を発生させないことや農地の集約化を目指し策定をする。

また、令和7年3月31日に策定公告を行うよう事務を進めている。

問 策定をする中で農業者と協議の場を設けたか。また、次世代の担

い手や女性の意見を聞いたか。

町長 今回は、四地区に分けて、農業経営者と地域協議をした。

問 計画の変更時で協議の場があれば、若い世代や女性に参加してもらう考えは。

町長 意見を参考に検討する。

問 農地の集約化は可能か。

町長 自宅近くに多く畑があれば良いが、点在されている方も多く、権利関係のこともあり難しい課題と捉えている。

農地バンク制度は

どのように変わるか

問 来年4月から農地バンクの仕組みがどのように変わるのか。

町長 農地の売買や賃貸借は、ほとんど北海道農業公社が仲介することになる。

進めよう! 「地域計画」



農地バンクによる

基盤整備

問 北海道農業公社で借受けた農地の基盤整備はどこが負担するのか。

町長 道営の基盤整備事業で借り受けた農業者が事業費負担し実施している。

問 本町では、実施されていないが、中間管理は道が主体の事業だが借り受けた農地を基盤整備した場合、農業者負担がない制度もあるが本町は行わないのか。

町長 中部管理事業は道が事業主体として実施している事業であり、本町では考えていない。

問 農業者は、十分内容が理解されていないと思うので、今後、制度の周知をする考えは。

町長 12月に説明会を開催し、さらに農業者全戸に資料の配布を考えている。

問 事業の対象は、賃貸期間も15年以上必要であるが、事業実施も含め、本町が実施できるような国に要請活動する考えは。

町長 まだ、国の予算が成立していないこともあるが、今後検討する。

問 町土地改良区が来年度から実施主体として事業導入する考えは。

町長 すでに来年度の広域協定を継続しており、新規の考えはない。

問 土地改良区は、玉ねぎの散水を下支えする水路管理を行っているが、農業者の経費削減のため水路などの支援事業として活用する考えは。

町長 次の段階において、検討の土台にあげたい。



むらぐち 村口 てつや 鉄哉 議員

「カフェトーク」の意見を参考に活動していきます

